

第1年次報告

(2025. 4. 1~12. 27)

2026年3月12日

泉南市
子どもの権利救済委員会

はじめに：第1年次報告にあたって

2025(令和7)年4月1日、泉南市子どもの権利救済委員会が設置されました。

これを設置するために同年3月、泉南市は、2012年に制定・施行した「子どもの権利に関する条例」の一部を改正しました。新たに次の条文が定められました。

市長及び教育委員会は共同して、泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される「まちづくり」を改めて推進するため、第6条第2項(市は子どもの相談と救済のために必要な仕組みを整えるとの規定:引用者注)に基づいて、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利救済委員会を設けます。(泉南市子どもの権利に関する条例第15条第1項)

子どもの尊厳と権利を大切に守っていくことを、市長と教育委員会は改めて決意し、これを確かに実行していく、そのために、「子どもの権利救済委員会」を設置する、と定めています。

このように市長と教育委員会が決意された大きなきっかけは、2022年3月18日の悲しい出来事にありました。泉南市で生まれ育った、当時中学1年生だった子どもが、自ら命を絶ったのです。これを調査した第三者委員会は、その背景には、いじめ問題や不適切な教育指導など、泉南市の学校教育等をめぐる問題と課題が認められると報告しています。そして報告書の最後に、次のように述べています。

未来に様々な可能性を秘めた当該児童が、なぜ自ら命を絶つことになってしまったのか。本委員会は、常にこの問いに向き合いながら調査を進めてきました。(中略)

当該児童を追い込んだ事実を真摯にふりかえり、二度とこのような痛ましいことが起きないように、本報告の内容をできるだけ広く伝えていただきたい。そして、「泉南市子どもの権利に関する条例」前文に謳われている「泉南市に生まれ育つすべての子どもが、「生まれてきて良かった」と心から思える「子どもにやさしいまち(チャイルドフレンドリーシティ)」を実現していくため」に、市民ぐるみで取り組んでいただくことを、委員一同切に願うものです。

中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会
「泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告」(2024.5.28)「あとがき」から

私たち子どもの権利救済委員会は、この報告を改めて受け止め、そのバトンを託された思いの中で、第1年次の委員会運営にあたってきました。

私たちは子どもたちをはじめ市民のみなさん、学校園職員や行政職員のみなさんと共に、泉南市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきて良かった」と心から思える「子どもにやさしいまち(チャイルドフレンドリーシティ)」を実現していくことを、目指します。その第1年次報告を不十分ながらも以下に行おうとするものです。

2026年3月12日

泉南市子どもの権利救済委員会

もくじ

子どもの権利救済委員会 第1年次(2025.4.1-12.27)報告

報告 1	子どもの権利救済委員会の運営に関する報告	p. 1
	1. 子どもの権利救済委員の就任	
	2. 子どもの権利救済委員会の設置目的と責務	
	3. 子どもの権利救済委員会の職務と活動	
	4. 子どもの権利救済委員会と市・子ども施設(学校等)・市民等の関係	
	5. 子どもの権利救済委員会の会議と研究協議	
報告 2	条例に基づく救済申立てと調査等に関する報告	p. 8
	1. 救済申立て-調査等の仕組みを整える準備	
	2. 救済委員会の運営要綱に定める救済申立ての仕組み	
	3. 調査と調査に基づく是正措置や制度改善その他意見表明	
報告 3	条例に基づく予防的活動と相談に関する報告	p. 13
	1. はじめに	
	2. 子どもからの相談	
	3. 予防的活動	
	4. 今後の取り組み	
巻末資料	子どもの権利救済委員会委員名簿(2025年度)	p. 18

別冊
子どもの権利救済委員会 第1年次(2025.4.1-12.27)報告
資料集

- 資料 1 子どもの権利救済委員会の運営に関する資料
- 資料 2 条例に基づく救済申立てと調査等に関する資料
- 資料 3 条例に基づく予防的活動と相談受付に関する資料
- 資料 4 泉南市子どもの権利に関する条例等

第1年次報告の概要

この第1年次報告は、2025年4月1日から同年12月27日までを「第1年次」と設定し、これについて報告しようとするものです。

この期間のうち、条例に基づく予防的活動は、4月から諸準備にとりかかり、5月から開始しました。条例に基づく相談や申立ては、7月15日から12月27日までの期間において受付を行いました。また、それらに関係して、委員と相談員の研究協議を原則毎週行いました。そして、これらの委員会運営に関する3委員による定例会議を原則毎月開催し、運営要綱等の整備をはかってきました。

このような第1年次の活動を報告するにあたっては、子どもの権利救済委員会が実際にどのような活動をしてきたのか、できるだけ実施時の記録や資料等を通して、その様子をお伝えする観点から、別冊「資料集」を編集・作成しました。

報告 1 子どもの権利救済委員会の運営に関する報告

1. 子どもの権利救済委員の就任

子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」)の第1年次における運営は、市長と教育長から2名の委員が委嘱された2025年4月1日から始まりました。翌5月1日にはあと1名の委員が委嘱されました。委嘱状交付に際しては、各委員はそれぞれの所感を市長・教育長に表明するとともに、文書提出を行いました。

その中では、2022年3月の子どもの自死が大きな契機となって「子どもの権利救済委員会」が設置されたことを真摯に受け止め、亡くなった子どもを追悼する思い、そして「子どもにやさしいまち」の実現への願いをもって、職務に向かうことを表明し、救済委員に就任しました。

資料1の1「子どもの権利救済委員の就任にあたっての所感」(資料集 p. 2-p. 5)

2. 子どもの権利救済委員会の設置目的と責務

泉南市子どもの権利に関する条例(以下「条例」)は、2025年3月に一部改正が行われ、新たな第3章「子どもの権利の救済」が定められました。

この第3章は、第15条「子どもの権利救済委員会の設置」、第16条「救済委員会の職務」、第17条「救済委員会に関する市等の責務」の3カ条からなります。これらに基づいて、救済委員会が設置されました。

(1)救済委員会を設置する目的: 第15条第1項には「泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される『まちづくり』を改めて推進するため」と、救済委員会を設置する目的(立法事実)が述べられています。

(2)市民等による相談と救済申立て: 第15条第2項には「市民等は、子どもであるかおとなであるかを問わず何人も、…子どもの権利が侵害されている疑いがあるとき、…救済委員会に相談し、又は救済の申立てを行うことができます」とあります。泉南市に在住・在学・在勤する人であれば子どもでもおとなでも誰もが、子どもの人権・権利を守るために、相談や救済申立てをすることができるものと定めます。

これは、条例第3条(子どもの権利の尊重)の第2項に「市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう不断に努めなければなりません」とあることに基づいて、子どもの権利を尊重する市民等の役割として、誰もが相談や救済申立てを行うことができると定めたものと理解されます。

(3)子どもの最善の利益の原則: 国連・子どもの権利委員会は、「子どもが自分自身の利益を強く主張できる可能性はおとなの場合よりも低く、子どもに影響を与える決定に関与する者は子どもの利益について明確に意識していなければならない」(2013年一般的意見14号)と強く求めています。これは、「子どもの最善の利益」を実現するために不可欠な留意事項として述べられたものです。

つまり、子どもの人権・権利を大切に守っていくためには、当事者の子どもだけでなく、周囲の子どもをはじめ、子どもの最善の利益の原則に根差した特におとなの役

割が、重要で大切だということです。誰もが相談や救済申立てができるという規定は、このような子どもの権利条約の原則に深く根差しているといえます¹。

(4) **子どもの意見表明の権利と救済委員会の責務**：第15条の第3項には、上で見てきた設置目的(第1項)と、誰もが相談や申立てをできること(第2項)を受け止めて、救済委員会の責務が定められています。

救済委員会の責務は「子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者」とであると定められています。特に「代弁者」というのは、子どもの意見を受け止めて、それをもとに、その「子どもの最善の利益」の実現を目指して、関係する人々に子どもの思いや声を届け、代弁することを意味しています。さらに、それら子どもの意見と最善の利益について、子どもにかかわる施設や人々をはじめ、広く社会に向けて訴えていく役割が「公的良心の喚起者」と表現されています。

したがって、救済委員会の責務は、子どもの意見表明の権利を受け止めて、子どもの最善の利益をめざしていくこと、そして条例が目的とする「子どもにやさしいまち」の実現に、「子どもの擁護者」として貢献していくことにある、といえます²。

3. 子どもの権利救済委員会の職務と活動

救済委員会は、その責務を果たすために、どのような職務を担うのでしょうか。

(1) **救済委員会の職務事項**：第16条の第1項には次の6項目が定められています。

- ①相談や救済の申立てを受けること。
- ②申立てを受けて、または自己の発意で、必要な場合は市や子ども施設を対象に調査すること。
- ③調査の結果、必要と認めるときは、是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。
- ④上記③を受けた市や子ども施設が講じた措置について、報告を求めること。
- ⑤上記②③④について、子どもの最善の利益の観点から必要と認めるときは、その内容を公表すること。
- ⑥子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動として広報や啓発を行うこと。

第1年次では、①(相談や救済の申立て)は極めて少数でした。②(調査)は1件を実施し継続中です。③④⑤の職務は実施していません。⑥(予防的活動)は、子どもの人

¹ **子どもの最善の利益の原則** おとなは公私にかかわらず、子どもにかかわるに際しては、その子どもの最善の利益(どうすれば、その子どもにとって一番よいことになるか)を、何よりも第一に考えなければならない、という原則。子どもの権利条約(1989年国連採択、1994年日本批准)の第3条に定められています。国連・子どもの権利委員会は、この原則を特に国や自治体の制度を通して、具体的に活かしていくことを求めています。

² **子どもの意見表明の権利** 子どもの権利条約第12条は、子どもには自分に関係する事柄について、自分の意見(views)を自由に表明する権利があり、その権利を締約国が保障しなければならない、と定めています。この「意見(views)」は、悟性的な意見にとどまらず、「つらい」「悲しい」「苦しい」など気持ちや心情をも含むものであり、乳幼児にも意見表明の権利が認められます。国連・子どもの権利委員会は、子どもの最善の利益を第一に考えるためには、まず子どもの意見を聴くことが必要不可欠だとしています。

権侵害を未然に防ぐ活動として、さまざまに展開されました。これらについては、報告2や報告3で、また資料集の資料を通して報告しています。

(2) **子どもの権利条例委員会との協力**：第16条の第2項には、救済委員会の職務として、子どもの権利条例委員会(以下「条例委員会」第19条第2項)に協力するよう努めることが定められています。

条例委員会は、市民や行政外の有識者等が委員(現在5名)となり、市が実施する「条例の運営」と「条例に基づく事業等」を第三者の立場から——何よりも子どもの最善の利益の原則に立って——検証する役割を持っています。その検証は、条例の目的「子どもにやさしいまち」(第1条)の実現をめざして、毎年行われています。

したがって、条例委員会と救済委員会は、いずれも同じ目的(第1条)と同じ基盤(第3条「子どもの権利の尊重」等)をもって、ともに活動する公的第三者機関です。両者は「子どもにやさしいまち」を実現していくために条例を検証するという点では、同じ役割を担うものです。ただし、それぞれの役割の果たし方、つまり条例が定める機能や権限等においては、それぞれに異なる特長を持っています。

(3) **審議機関と救済機関の相互協力**：条例委員会は条例の全体的な実施状況について市から報告を受けて、それを検証する審議会であるのに対して、救済委員会は、市民等から相談や救済申立てを直接受け付けて、必要ならば調査を実施し、さらに勧告等も行うことができる調査機関です。また、条例委員会は市長に報告することで職務が達成されますが、救済委員会は、相談や調査を実施し、それらについて市民等に公表することが課せられている点も、異なる特長といえます。

つまり、条例委員会は「審議機関」であるのに対して、救済委員会は「調査機関」としての特長があります。それだけに両者は、ともに子どもの人権・権利のための公的第三者機関として、互いに協力し合うことにより、より効果的に「子どもにやさしいまち」を実現していくことが期待されます。

第1年次では、救済委員会から呼びかけて条例委員会との合同会議を開催しました。共通の役割や目的、それぞれの機能について、認識共有をはかりました。

資料1の6「泉南市子どもの権利条例委員会との協力」(資料集 p. 27- p. 33)

(4) **救済委員会の年次報告**：第16条の第3項には、救済委員会の職務として、原則として毎年、活動の総括等を行い、救済委員会の設置者である市長や教育委員会に報告し、そして市民等に公表することが定められています。

上で述べたように、市民等に対して救済委員会が自ら直接公表するという点で、条例委員会とは異なります(条例委員会も市長に報告しますが、その公表は市長が行うこととなっています)。

救済委員会は市や学校等の子ども施設に対して、直接調査を行い、必要ならば勧告等も行うことができる調査機関です。その調査等の実施において、行政や学校等からの独立性と第三者性を実際に確保することができるよう、救済委員会の活動報告は、自ら直接市民等に対して行うことが必要だといえます。

また、市民等に対して直接報告することにより、子どもを含む市民等の評価や検証を受け、市民等の支持と信頼を得ることを通して、特に救済委員会の責務(15条3項)を果たすように努めることが、職務として求められているといえます。

第1年次報告会は、このような認識のもと3月22日(日)に開催するものです。

4. 子どもの権利救済委員会と市・子ども施設(学校等)・市民等の関係

救済委員会が条例に基づいて担当する職務は、設置者である市長と教育委員会、その管下にある行政機関、学校等の子ども施設、そして市民等による、救済委員会の職務に対する尊重と協力を得ることにより、具体的に実施できるものです。

そこで、条例は第 17 条で「救済委員会に関する市等の責務」を定めています。

(1) **救済委員会に関する市等の責務**：第 17 条の第 1 項には、「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助しなければなりません」と定められています。

つまり、救済委員会に対する「独立性尊重義務」と「積極的協力援助義務」が、市の機関や市の子ども施設(学校や保育所・幼稚園等)に義務づけられています。

また、それら以外の、民間の子ども施設や市民等には、救済委員会に対して積極的に協力するよう、「協力努力義務」が求められています(同条第 2 項)。

そして、市長は救済委員会に対する独立性尊重義務と積極的協力援助義務を果たす一環として、救済委員の職務を補助するための「子どもの権利相談員」(以下「相談員」と呼びます。)を置くことが定められています(同条第 3 項)。

(2) **「子どもの権利に関する学習と教育」の推進**：第 17 条の第 4 項には、上の第 1 項、第 2 項、第 3 項を踏まえた、市や子ども施設の具体的なとりくみとして、次のことが定められています。

「市及び子ども施設は、救済委員会の機能が十分果たされるよう、第 8 条に規定する『子どもの権利に関する学習と教育』の取組を実践するものとします」。

この第 8 条は、その条文を少しわかりやすい表現にして書き表すと、次のような規定です(実際の条文は資料集の資料 4 を参照)。

(子どもの権利に関する学習と教育)

条例第 8 条 泉南市は、市の職員や学校など子ども施設の職員が、子どもの権利条約について、よく理解して、そして泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていくために、いつも子どもにとって一番いいこと(子どもの最善の利益)を考えて、その実行に努力していけるよう、子どもの権利に関する学習や研修等を計画的に実施していきます。

2 学校等の子ども施設(民間施設も含め)は、子どもたちに、子どもの権利のことを伝え、子どもが権利の主体として、子どもの権利を日々の生活に生かすことができるよう、子どもの権利に関する教育活動を教育課程などに位置付けて実施します。

3 泉南市と学校等の子ども施設は、子どもの親や保護者、その他の市民等が、子どもの権利条約について学習する機会を持つことができるよう、社会教育、生涯学習、地域福祉などの活動等を奨励し、必要な条件整備を図ります。

この条文の主語である泉南市と学校等の子ども施設は、救済委員会への「独立性尊重義務」や「積極的協力援助義務」、または「協力努力義務」を担う主体となるものです。したがって、泉南市と学校等は、第 8 条が求める「子どもの権利に関する学習と教育」に積極的にとりくむことを通して、第 17 条が求める「救済委員会に対する尊重と協力の義務」を具体的に果たしていくことが期待されます。

(3) **救済委員会と市民等とのパートナーシップ**：第 17 条の第 5 項には、「市は、子

どもの相談救済に関し、救済委員会と市民等とが相互に有効なパートナーシップが育まれるよう、必要な条件整備等に努めるものとし、と定められています。

これは、救済委員会への協力が、民間子ども施設をはじめ市民等の努力義務として定められていること(第17条第2項)と関係しています。また、子どもの権利の尊重についての市民等の役割(第3条)、さらに市民等の誰もが相談や申立てができること(第15条第2項)とも通じ合う内容として、パートナーシップづくりが期待されます。

このように、「子どもにやさしいまち」(第1条)の実現をめざして「子どもの権利の尊重」(第3条)を具体化していくために必要な「相互に有効なパートナーシップ」として、救済委員会と市民等との協力関係が提起されています。

(4) **せんなん子ども支援ネットワーク**: このような「相互に有効なパートナーシップ」は、条例の第11条が定める「せんなん子ども支援ネットワーク」とも密接に関係しています。わかりやすく書き表すと次のような規定です(条文は資料集の4参照)。

(せんなん子ども支援ネットワーク)

条例第11条 **子ども**は、自分の最善の利益が第一に考慮されるなかで、充実した子ども時代を過ごすために、社会から支援を受ける権利を持っています。

2 **市**は、この子どもの権利を受け止めて、実際に子どもが必要な支援を受けられるように、「せんなん子ども支援ネットワーク」をつくります。

3 この**ネットワーク**は、子どもにかかわる市民等の自主・自発に基づく協働のとりくみが推進されるよう、相互の情報発信や学習、交流などを行います。

子どもを支援する市民的なネットワークづくりを進める中で、子どもの権利の尊重を共通の基盤とする、救済委員会と市民等とのパートナーシップが期待されます。

(5) **第17条「救済委員会に関する市等の責務」の意義**: 以上にみてきたように、第17条「救済委員会に関する市等の責務」は、救済委員会の職務が実効あるものとして実施できるように、市長と教育委員会、その管下の行政機関、学校等の子ども施設、そして市民等による、救済委員会に対する尊重と協力について定めています。

これにより、救済委員会は相談や救済申立てを受け付け、また必要な調査を実施し、そして「子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動」(第15条第1項6号)に具体的にとりくむことができます。

第1年次では、この第17条にかかわる救済委員会の職務活動として、とりわけ予防的活動がさまざまに試みられました。市や教育委員会が主催する学習会や研修会が計画的に実施され、救済委員やチーフ相談員が講師やファシリテーターを務めるなどしてとりくみました。また、青少年センターが実施する子ども対象の社会教育活動にも、相談員が参加して、予防的活動を試みてきました。

資料3の1-5「条例に基づく予防的活動と相談受付に関する資料」(資料集 p. 45-p. 98)

5. 子どもの権利救済委員会の会議と研究協議

以上、条例改正により定められた「第3章 子どもの権利の救済」を見てきました。救済委員会の運営は、この第3章を具体的に実施していくところにあります。

そこで、この第3章の実施に必要な手続きについて、泉南市は「子どもの権利救済委員会規則」を定めています。これに基づいて、救済委員会は3名の委員で構成し、

その互選により代表委員と代表代行委員とを選任すること(規則第3条)、代表委員が招集して会議を開くこと(同第4条)などが定められています。

(1) 救済委員会の会議: これらを踏まえ、条例第3章に基づいて救済委員会を運営するための最初の会議を、2025年4月1日に開催しました。その後5月1日の会議で、代表委員に吉永委員、代表代行委員に田中委員を選任しました。以後、原則として毎月定例会議を開くこととし、さらに必要ならば臨時会議を持つこととしました。

会議での主要な議題として、第16条(職務)に定められた、特に相談と救済申立ての受付等に関する手順や手続き、予防的活動の具体的な展開について、協議しました。そしてこれに基づき、「子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱」および「条例第16条第1項第1号の相談と救済申立ての受付に関する要領」を採択しました。

さらに第17条(救済委員会に関する市等の責務)に定められた、救済委員会と市や学校等子ども施設との関係について、条例委員会との協力について、市民等とのパートナーシップについて、その具体化のための検討協議をはかってきました。

資料1の2「子どもの権利救済委員会の運営に関する資料」(資料集 p. 6-p. 18)

(2) 救済委員会の研究協議: 救済委員会は単に諮問事項の審議を行う機関ではなく、具体的な相談や救済申立てを受け付けて、また実際に調査を行う機関です。そのために、相談や申立てにかかわって、どのようにすれば子どもの最善の利益をはかることができるか、子どもの意見を聴く中で、具体的に検討していくことが必要です。これを行うために、救済委員と子どもの権利相談員との全員による「研究協議」を持つこととして、第1年次においては、原則毎週木曜日に、これを実施してきました。

資料1の5「子どもの権利救済委員会における研究協議の開催」(p. 26)

(3) 子どもの人権機関の制度運営上の課題: 救済委員会の設置当初の運営においては、子どもの相談・救済に当たる、子どもの人権機関としての制度的な在り方について、また市民等から見てその制度をどのように活用できるかについて、広く市民等や関係機関に伝えていくことが必要であり、特に重要だといえます。

そこで救済委員会から直接市民等に伝える広報媒体を作成して5月1日に配布を予定しました。しかしこれを契機として、救済委員会と制度設置者である泉南市との間で、制度上の認識において隔たりのあることが明らかになってきました。

救済委員会としては、「泉南市子どもの権利救済委員会」は子どもの権利のための公的第三者機関であって、こども家庭庁等も提唱する子どもオンブズマン制度(または子どもコミッショナー制度)と呼ばれる仕組みをめざすものであると理解・認識してきました。他方、泉南市の認識においては異なるところがありました。特に公的第三者機関としての救済委員会の「事務局」が設置されないことは、大きな課題となりました。

資料1の2「子どもの権利救済委員会議の開催と審議課題等」(資料集 p. 6-p. 18)

(4) 救済委員会運営要綱の再検討: こうした問題に関して、救済委員会は臨時会議(5月8日)で協議を行い、第3回会議(6月5日)では、第2回会議(5月1日)で採択していた「泉南市子どもの権利救済委員会の制度運営に関する要綱」を見直すこととしました。検討を重ね、第5回会議(8月7日)において「泉南市子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱」として改めて採択しました。

救済委員会が行政等から一定独立した公的第三者機関として「制度運営」を担うには、そ

の事務局が必要です。けれど救済委員会独自の事務局が設置されない中では、それは相当に困難が伴うものです。そのために5月当初に採択した「委員会の制度運営に関する要綱」を「委員会の運営に関する要綱」と改めて、内容の見直しをはかりました。

資料1の3「子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱」(資料集 p. 19-p. 24)

(5)事務局の設置を求める要請: そのうえで、改めて事務局の設置を市長に要請することとし、12月には「泉南市子どもの権利救済委員会の公的第三者機関としての独立性を担保するために必要な事務局の設置を求める要請」を市長に対して提出しました。

こうした一連の経過を踏まえつつも、条例第3章に基づいて、とりわけ子どもの最善の利益の原則に立って、救済委員会の第1年次の運営に努めてきました。

資料1の8「独立性を担保するために必要な事務局の設置を求める要請」(資料集 p. 35-p. 38)

報告 2 条例に基づく救済申立てと調査等に関する報告

1. 救済申立て-調査等の仕組みを整える準備

条例の第15条第2項に基づく相談と救済申立ては、第1年次の7月15日から受け付けを開始することとし、それまでの期間は、救済申立てを受け付けるための仕組みや手続きを整えるなど、諸準備にあたってきました。

特に行政や学校等から独立して、子どもの権利救済にあたる公的第三者機関として、実際に救済申立てを受け付け、調査等を実施するために必要な手続きについて、要綱や要領に整理する作業を行ってきました。

救済委員会は、行政や学校等からの独立性を持つ公的第三者機関です。したがって、とりわけ救済申立てや調査等に関する手続きは、条例を基盤とする救済委員会の主体性と自律性をもって定めていくことが、公的第三者機関として不可欠です。

2. 救済委員会の運営要綱に定める救済申立ての仕組み

救済委員会の第5回会議(2025年8月7日)において「泉南市子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱」を採択しました。その第5条で、条例に基づいて実施する、相談と救済申立ての受付に関する手続きなどについて決めました。

救済申立ては、基本的には、子どもをはじめ市民等が救済委員会に相談を寄せる中で、その相談者が、問題の打開や解決へのアプローチとして、選ぶことのできるものです。したがって「救済申立て」は、基本的には「相談」を通して具体化されます。

(1)「相談」から「救済」を開くアプローチ：そこで、要綱の第5条では、相談と救済申立てを、子どもの最善の利益の原則を基盤に、つながり合う一連の仕組みとして、次のように述べています。まず第1項と第2項では「相談」について述べています。

(相談と救済申立て)

要綱第5条 救済委員会は、条例第16条第1項の第1号に定める相談を受ける中では、子どもの権利条約の一般原則を十分に踏まえ、当該相談者に対する傾聴に努めるとともに、当該相談者が救済委員会の制度を有効に活用することができるよう必要な情報提供に努めます。

2 救済委員会は、前項を踏まえ、原則として当事者たる子どもとの対面を通して、当該子どもとの相互的で共同的な関係づくりに留意します。その中で、当該子どもが子どもの最善の利益の原則に根差して問題の打開や解決に参加する主体を回復していくことができるよう、当該事案にかかわる「課題整理」及び当該子どもにとっての「解決イメージ」が、関係者間での積極的な共有化へ向かえるよう、必要な支援に努めます。

(2)まず話を聴く・そして情報提供：第5条第1項は、相談を受ける中では、まず話を聴くことを最も大切な基盤としています。そして、相談者が「救済委員会の制度を有効に活用することができるよう、必要な情報提供に努めます」と述べています。

この「必要な情報提供」というのは、条例に基づく「救済申立て」によって「調査」等を求めることができること、それを実施した場合には、どのような問題解決が見通せるか——など、相談者が救済委員会の制度を積極的に活用していくために必要な情報提供を意味しています。そうした情報を得ることにより、相談者は問題解決に向かう主体者として、救済委員会の制度を有効に活用することができるといえます。

(3) **子どもの主体回復をめざす支援**: これを踏まえて第2項は、特に当事者の子ども自身が、救済委員会の制度を自分なりに活用することを通して、その子ども自身が、問題解決に向かう自分の主体を回復していくことを期待しています。

その解決に向かうアプローチとして、どんな課題があるのかを整理する「課題整理」を行いながら、それら課題をどう打開していけば、当事者の子どもは安心することができるか。その「解決イメージ」を、相談を通して共有していくことをめざします。そうして、問題の打開や解決のアプローチとして、当事者の子ども自身が持つことのできる「解決イメージ」を、より具体化していくことがめざされます。

このように、「子どもの権利救済委員会」という制度における「救済」は、おとなが子どもに一方向的に与えるものではなく、子どもの権利を基盤に、子どもが問題解決に参加する、そして自分の主体を回復していくところに、見出されるといえます。

(4) **子どもの主体回復を支援する救済申立て-調査**: このような「相談」を通して、次には「救済申立て」と、そこから実施可能となる「調査」がみえてきます。

要綱第5条(相談と救済申立て)

3 救済委員会は、当事者たる子どもが子どもの最善の利益の原則に根差した打開や解決を目指して、他の当事者や関係者との関係調整を希望するときは、これを条例第16条第1項の第1号に定める救済申立てとして受け付け、調整的活動を試みます。この場合における救済申立ては、原則として当該子どもとの対面相談を通して受け付け、可能な限り簡易な手続きによるものとし、これを次項と区別して「**救済申立て(調整)**」とします。

4 救済委員会は、第1項の相談を通して相談者が条例第16条(救済委員会の責務)第1項の第2号に定める市及び子ども施設に対する調査の実施を求める場合は、相談者の意図が子どもの最善の利益の原則に根差した打開や解決を目指すものであることを前提として、同項の第1号に定める救済申立てとして受け付け、これを「救済申立て(調査)」とします。この場合において、救済委員会は、調査を求める理由や根拠、調査対象に係る具体事項、調査を通して期待される「解決イメージ」等について記載した書面の提出を当該申立人に求め、これを条例の規定に照らして改めて審査するものとします。

(5) **2種類の「救済申立て」**: 一つは、上の第3項です。特に当事者の子ども自身による救済申立てを想定したものです。当事者の子どもが相談を寄せてくる中で、問題の打開や解決のために、他方の当事者や関係者との対話を、その子ども自身が希望する場合です。その場合は、救済委員がその子どもを代弁する中から、その子どもを問題解決の主体者として支援することを基本に、問題の打開や解決に向けた関係調整にあたります。このような救済申立てを「**救済申立て(調整)**」としました。

もう一つは、上の第4項です。子どもに加え、おとなを含む市民等からの救済申立てを想定しています。子どもに対する人権侵害——例えば、体罰など不適切な指導や処遇を受けていたり、子どもの権利を侵害する制度や規則等の現状があったり、またいじめ問題など他者との関係の中で苦痛を強いられていたり等々——が疑われる現状があった場合、その当事者が、またはそれを知った人が、その現状等に対して調査を行うよう、救済委員会に求めるものです。これを「救済申立て(調査)」としました。

(6)子どもの最善の利益の原則に基づく調整や調査：この2種類の救済申立ては、いずれも、あくまで子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に根差して、受け付けられます。それを受けて実施する調整も調査も、あくまで子どもの最善の利益の原則に立つことを関係する人々に求めます。それを共通の基盤として、特に調査では、必要な資料提供を求めたり、関係者からの聴き取りを行ったりして、調査を実施します。

つまり、「どうすることが、子どもの最善の利益になるのか」、それを救済委員は調整や調査の対象者と一緒に考えて、ともに追求していくことを基本に、その理解と認識の共有をはかる中で、子どもにとっての打開や解決をめざします。

そこで、解決イメージの具体化をめざして調整を試みたうえで、さらに必要ならば調査を行うことも考えられます。また、申立てられた問題について調査を実施するとともに、必要な場合は当事者の参加による調整を行うことも考えられます。

(7)相談と救済申立ての受付に関する要領：以上にみてきた相談と救済申立ての受付に関する要綱を踏まえ、さらに具体的な手続きとして、「条例第16条第1項第1号の相談と救済申立ての受付に関する要領」を第6回会議(9月11日)で採択しました。

条例を基盤に、子どもの人権機関として、子どもをはじめ市民等が少しでも利用しやすい制度となるよう、その仕組みや手続きを整えるよう努めました。それらが市民等に共有されて、この制度が広く活用されることを期待して策定したものです。

(8)救済委員会の自己発意による調査：条例の第16条(救済委員会の職務)には、救済申立てを受けて実施する調査のほかに「(救済委員会が)自己の発意により、必要な調査を市及び子ども施設に対して行うこと」が定められています。つまり、救済申立てがなくとも、救済委員会の独自の判断で、調査を実施できるという規定です。

この自己発意調査の実施が考えられるのは、救済委員会が独自に入手した情報等により、子どもへの人権侵害が疑われる現状があると考えられる場合などです。

資料1の3「子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱」(資料集 p. 19-p. 24)

資料1の4「条例に基づく相談と救済申立ての受付に関する要領」(資料集 p. 24-p. 25)

3. 調査と調査に基づく是正措置や制度改善その他意見表明

条例に基づく調査を実施した結果を、どのように扱うかについて、条例は第16条(救済委員会の職務)の第1項で、3号にわたって定めています。

その1つは、関係する市の機関や子ども施設に対して、「是正措置の勧告」「制度改善の要請」「その他意見表明」を行うこと。2つは、それを受けとめて市の機関等が実施した「措置」について、その機関等に救済委員会から報告を求めること。3つは、それらについて救済委員会が必要と認めるときは「内容を公表すること」。

(1)調査を実施する目的：調査を実施した結果をどのように扱うかは、すなわち条例に基づく調査を、何のために実施するのか、その調査等の目的を問うものです。

その目的は、いうまでもなく、子どもの最善の利益を第一に考慮して、それを実現していくことにあります。いいかえれば、それは条例の第1条（条例の目的）が掲げている、「子どもにやさしいまち」を実現していくところにある、といえます。

条例第1条(条例の目的)

2 この条例の目的とする「子どもにやさしいまち」は、子どもの権利を尊重し、子育てと子育ちを社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまちです。

救済委員会が行う調査の目的は、この第1条にあります。まさに「子どもの権利を尊重し、子育てと子育ちを社会で支え合う仕組みを整え」る、そこにあります。

したがって、調査の結果に基づいて実施する「是正措置の勧告」や「制度改善の要請」等は、子どもにかかわる泉南市の「仕組み」をより良いものにしていくよう、公的第三者機関として、市の関係機関等に要請するものです。

そのために、救済委員会の調査は、関係する個人の責任に問題の所在を求める「個人モデル」をとるものではありません。「子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまち」となるために、泉南市の子どもにかかわる制度や仕組みを、どのように、より良く——特に市の行政機関や学校等子ども施設などに求められる機能や役割を通して——改善していくか。これが目的となります。

つまり子どもの目線に立って、子どもの最善の利益をめざして、公共の制度や社会の仕組みをより良く変えていく「社会モデルアプローチ」をとるものです。

(2) **条例第3条に基づく社会モデルアプローチとしての調査等**：このような社会モデルアプローチとしての、救済委員会の調査やそれによって実施する勧告等は、条例が第3条に定める「子どもの権利の尊重」に基づいて、これを行うものです。

(子どもの権利の尊重)

条例第3条 子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。

2 市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう不断に努めなければなりません。

3 市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとします。

4 市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。

この4項は、泉南市が目的とする「子どもにやさしいまち」を実現していくための基本理念です。したがって、救済委員会が実施する調査は、この4か条に照らして、問題や課題を明らかにしようとするものです。そして是正等の勧告や制度改善の要請、その他の意見表明は、この基本理念に照らして、行われるものとなります。

(3) 第1年次における救済申立てと調査：第1年次(2025年7月15日～12月27日)においては、条例第15条第2項に基づく、1件の救済申立てを受け付けました。

これについて、10月9日に臨時会議を開催しました。申立てられた事項について3委員合議による審査を行った結果、条例に基づく調査を要する課題が、条例第3条「子どもの権利の尊重」に照らして捉えられました。そこで、本件について条例に基づく調査を実施することが妥当と判断し、調査を開始することとしました。

これについては、第1年次報告の現段階においても調査継続中であることから、第2年次以降の年次報告において改めて必要な報告を行うものとします。

資料1の3「子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱」(資料集 p. 19-p. 24)

資料1の4「条例に基づく相談と救済申立ての受付に関する要領」(資料集 p. 24-p. 25)

資料2の1-2「条例に基づく救済申立てと調査等に関する資料」(資料集 p. 39-p. 44)

報告 3 条例に基づく予防的活動と相談に関する報告

1. はじめに

救済委員会は、子どもの権利の侵害が疑われるとき、孤立せず、安心して相談や救済申立てができ、子どもの気持ちや意見を尊重し、子どもの最善の利益をめざす機関です。権利侵害の対応には、相手となる人や学校等の組織との話し合いが必要になることもあります。そこで、救済委員会は、相談や救済申立てに基づいて、必要な調整や調査を行い、どのようにして権利侵害を解決していくか考え、行動する仕組みです。

第1年次は、相談や救済申立ての受付の方法や進め方を話し合うなどの準備期間を経て、2025年7月15日から相談や救済申立ての受付がスタートしました。



2. 子どもからの相談

(1)実績報告

第1年次の実績は資料集 p.95にある通りですが、子どもからは留守電へのメッセージ1件、メール2件という結果でした。留守電には、子どもの名前などを残して残っていました。相談員及び救済委員全員が、次の電話を待ちましたが、以降の電話はありませんでした。メールには、勇気を出してメールを送ってくれたことへの感謝とお返事を待っている旨の返信をしましたが、その後の連絡はありませんでした。

11月20日(子どもの権利条約が国連で採択された日)、泉南市子どもの権利の日には、開設時間を増やした拡大相談日を企画し、小中学校全校で案内(資料集75ページ)を配布していただきましたが、相談はありませんでした。

また、11月20日(木)～22日(土)の3日間、救済委員会のメールに「なんでやねん!をつぶやこう」という呼びかけもしましたが、子どものつぶやきは届きませんでした。

2026年に入り、休日に着信が2件(留守電に残されたメッセージなし)あるなど救済委員会に何らかの関心をもってくれたような動きも感じますが、子どもとのつながりが具体的に進むことはありませんでした。

(2)子どもにつながれていないのはなぜか?

ア 子どもにどのように伝えるか

救済委員会がスタートしたことを当事者である子どもにどう伝えるのかは最も重要な課題でした。まず、子どもが受け取るリーフレットの作成を検討しました。内容としては、①子どもが主人公であること、②権利条例がめざす“子どもにやさしいまちづくり”とつながっていること、③子どもがアクセスしたらどのように進むのかの具体的なイメージ、にしたいと考えました。形としては、①子ども自身を感じている具体的なエピソードから始めること、②文字数を抑えて漫画にすること、を話し合い、最初のリーフレットができあがりました(資料集 p.73)。夏休み直前に1度、全小中学校で配布していただくことができました。

リーフレットの最初のエピソードが学校の場面なので、先生が子どもの声を聞いてくれない存在のようだと抵抗感もあったようです。けれども、先生がそのような存在だという意図は全くありません。権利救済は誰か個人を悪者にしても解決するものではなく、対話をひらいて関係を修復し、なぜ権利侵害が起こるのかを一緒に考えていく関係づくりが大切なのではないでしょうか。学校で、家庭で、地域社会で、日常生活の場面にはさまざまな矛盾がありますが、誰かを追及するのではなく、ともに考える対話のスタートになるよう努力したいと考えます。

リーフレットの他、学校から子どもたちに配られているタブレットに救済委員会のアイコンを設定していただきました。アイコンをタップすると救済委員会のホームページにつながる仕組みです。

イ 子どもが利用しやすい仕組みづくり

現在の相談方法は、電話、メール、市役所に来所の3つです。どの方法も子どもにとっては敷居が高いことは否めません。他の先行自治体の状況を伺ったところ、いずれも、ハガキ、学校や児童館などへの出張相談、学校配付のタブレット

の効用が大きいことが分かりました。特に、小学生は自分の携帯電話を持っていなかったり、使用を制限されている場合も多く、ハガキでの相談が一定数利用されているようです。

今後は、相談方法についても、子どもが利用しやすい方法に改善していく必要があると話合っています。

ウ 子どもたちとどう出会うか

泉南市教育委員会は、泉南市子どもの権利の日（11月20日）に小学生及び中学生に子どもの権利に関わるアンケートを実施されており、その結果、子どもは救済委員会を知らないという現状が明らかになりました。

リーフレットや手紙を1回配布したからといって、情報が子どもに届くわけではありません。リーフレットを手に話し合ったり、子どもたちと出会うことが大切です。

相談員が、子どもと出会う活動をさまざまな工夫をしながらとりくみました（資料集 p. 60～p. 71）。この活動の中から、さまざまな子どもの声が聴こえてきており、子どもをとりまく権利の状況を知ることができました。また、「知っている人なら相談できる」という声から、やはり出向いて子どもと出会うことの大切さを感じました。さらに、「救済って何？」という声から「権利救済」の分かりづらさ、馴染みにくさが伺えて、子どもに身近な愛称が必要だという意見も出されています。

3. 予防的活動

子どもの権利条約第12条「意見表明の権利」をどのように理解すればよいでしょうか。国連子どもの権利委員会から「一般的意見第12号 意見を聴かれる子どもの権利（2009年）」が出されています。そこでは、意見を表明する権利（Right to express）は意見を聴かれる権利（Right to be heard）だと述べられています。確かに、聴かれる環境がなければ誰も意見を表明しようとは思いません。権利侵害ではないかと悩むことを相談することは、現状を変えたいと意見表明することです。子どもの相談から、子どもとともに物事を進めていくには、子どもの人権・権利や意見表明権＝聴かれる権利などについて、周囲社会及びおとなの理解を深めていくことが不可欠です。

救済委員会は、「泉南市子どもの権利に関する条例」がめざす子どもにやさしいまちづくりの輪のひとつです。予防的活動とは、「子どもにやさしいまち＝子どもの人権・権利が大切にされるまち」をめざした対話を広げていくことです。子どもと出会い、人権・権利について対話していく広報・啓発と同時に、おとなと出会い、人権・権利について対話していく広報・啓発の活動を大切にしていきたいと思えます。

第1年次は、子ども政策課の事業として、おとなと出会う活動にも積極的に取り組みました（資料集 p. 46～p. 59）。

4. 今後のとりくみ

第1年次の活動から多くの気づきがありました。何よりも、当事者である子どもたちに、救済委員会の存在を届けなければなりません。先行自治体の活動からも学びつつ、放課後カフェの開設、救済委員による出前講座の実施など、できることから、できる

形を模索します。

相談方法としても、放課後カフェでの出前相談や子どもの意見ポスの設置、ハガキによる相談など、子どもにとってより身近な方法を検討します。

子どもからの相談は広報が重要だと考えますが、保護者の場合は相談するところを探しておられる場合も多く、まずは保護者からの相談があるだろうと予測していました。他の自治体においても、保護者の相談から子どもにどうつながっていくかという課題が議論されることは少なくありません。けれども、保護者からの相談も2件という結果でした。

なぜだろうかと考えました。

泉南市の場合、子どもに関する悩みについては、家庭児童相談室（321件/2024年）、地域子育て支援センター（335件/2024年）、教育委員会の教育相談（3514件/2024年）などがあります。これらの相談窓口には、主に保護者からの相談が多く寄せられているようです。

また、子どもからの相談については、教育委員会において、2024年7月から、小中学生を対象としたタブレットによる「せんなん子ども相談」（167件/2025年）にとりくんでおられます。アクセス数が年々増加し、相談内容が複雑化しているという報告もありました。青少年センターにおいても、来館する子どもや保護者からの相談を受ける「こころホットライン」にとりくんでおられます。

こうした行政のとりくみについてもお話を伺い、救済委員会の仕組みによる権利救済の意味について共通理解を深めるとともに、救済委員会を必要とする方とつながることができるよう保護者への広報や既存の相談窓口との連携が必要であると考えます。

泉南市子どもの権利救済委員会 委員名簿（2025 年度）

泉南市子どもの権利救済委員会

代表委員	吉永 省三	委員会規則第 3 条第 3 項による委員 千里金蘭大学名誉教授 / 大阪大学博士（人間科学）
代表代行委員	田中 文子	委員会規則第 3 条第 3 項による委員 公益社団法人 子ども情報研究センター共同代表
委員	伊藤 あすみ	委員会規則第 3 条第 3 項による委員 和歌山弁護士会 子どもの権利委員会委員長 / 特定非営利活動法人 子どもセンターるーも 理事

第1年次報告 (2025.4.1~12.27)

泉南市子どもの権利救済委員会

〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号 泉南市役所内
TEL. 0120-25-1007 (相談専用ダイヤル)

